豊田都市計画竹町北田地区計画　総括図

１／２５，０００

令和五年三月　調製

主な都市計画決定の告示年月日

区域区分 （市街化区域、市街化調整区域）	令和４年３月29日	愛知県告示第	177号
用途地域	令和４年３月29日	豊田市告示第	128号
都市計画道路	平成26年３月25日	愛知県告示第	166号
	平成30年７月10日	豊田市告示第	314号
都市計画公園	平成15年10月３日	愛知県告示第	784号
	令和４年４月27日	豊田市告示第	217号
都市計画緑地	平成22年12月24日	愛知県告示第	786号
	令和５年１月17日	豊田市告示第	7号
防火地域及び準防火地域	令和２年１月31日	豊田市告示第	26号

留意事項

- ●この図面は、都市計画法に基づいて定められた都市計画のおおむねの位置・区域等を示したものです。位置・区域等の詳細については、豊田市役所都市計画課で縦覧している計画図等で確認してください。ただし、豊田市以外の区域については、各市役所・役場へお問い合わせください。
- ●豊田市では、この他生産緑地地区が都市計画決定されています。

この地図は、日進市長の承認を得て、同市作成の地形図及び都市計画基本図（1/2,500）を複製し作成したものです。（承認番号　４日都第1622号）
この地図の作成に当たっては、岡崎市の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画基本図を使用した（４都第506号）
この地図の作成に当たっては、安城市の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画基本図を使用した（４都計第78号）
この地図は、みよし市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用したものである。（４み都　第737号）
この地図は、刈谷市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を複製したものである。（承認番号４刈まち第172号）
この地図は、長久手市長の承認を得て、長久手市都市計画基本図を使用し、調整したものである。（承認番号５長都第28号）
この資料は、東郷町長の承認を得て、同町の都市計画基本図を複製したものである。（承認番号　令和5年1月24日　東計発第27号）
この地図は、測量法第43条に基づく複製承認を得て、知立市都市計画基本図を複製したもの（令和5年1月23日付け知都計第249号承認）である。
この地図は、瀬戸市長の承認を得て複製したものです。（承認番号４瀬都計第440号）

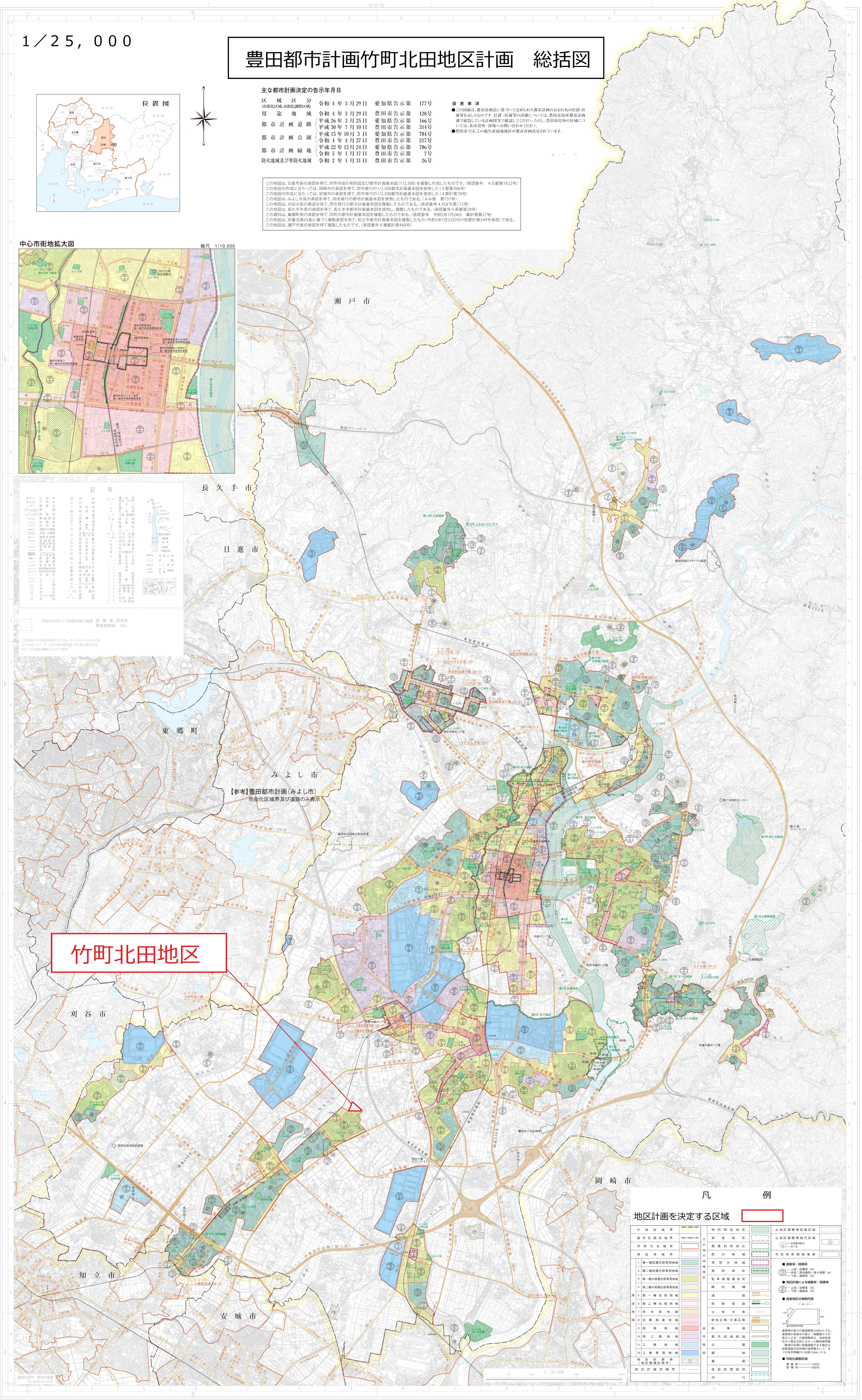
位置図
中心市街地拡大図
縮尺　1:10,000
記号
瀬戸市
長久手市
日進市
東郷町
みよし市
【参考】豊田都市計画（みよし市）
市街化区域界及び道路のみ表示
刈谷市
竹町北田地区
知立市
安城市
岡崎市
1：25,000
凡例
地区計画を決定する区域
行政区域界
都市計画区域界
市街化区域界
用途地域界
用途地域
1 第一種低層住居専用地域
2 第二種低層住居専用地域
3 第一種中高層住居専用地域
4 第二種中高層住居専用地域
5 第一種住居地域
6 第二種住居地域
7 準住居地域
8 近隣商業地域
9 商業地域
10 準工業地域
11 工業地域
12 工業専用地域
地区計画等（地区整備計画等）
地区計画詳細界
その他の地域地区
特別用途地区
高度地区
高度利用地区
防火地域
準防火地域
風致地区
第2種
第3種
駐車場整備地区
緑化地域
都市施設
道路
特殊街路
改良済
立体交差
駅前広場・交通広場
駐車場
都市高速鉄道
公園
緑地
墓園
供給処理施設
河川
土地区画整理促進区域
土地区画整理施行区域
区画整理番号
完了済
市街地再開発事業
●建蔽率・容積率
上段：容積率（%）
中段：用途種別ー高さ制限（m）
下段：建蔽率（%）
●地区計画による建蔽率・容積率
上段：容積率（%）
下段：建蔽率（%）
●高度地区の規制内容
北側敷地境界線
建築物の高さの最高限度は20mとする。建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる）の最高限度は、当該各部分から真北方向にはかった敷地境界線（敷地の北側に前面道路がある場合は前面道路の反対側の境界線をいう）までの水平距離の1.25倍＋5mにする。
●市街化調整区域
建蔽率……60%
容積率……200%
豊田市役所　都市計画課
TEL (0565) 34-6620
株式会社パスコ調製